

# 下関港利用促進のための実証実験 実施要項

## 1. 目的

現在、日韓・日中間の輸送において輸出入を行っている荷主もしくは輸送業者の皆様に対してインセンティブ補助を行い、下関港を利用して頂くことで、その優位性を実証し、今後の下関港利用を促進することを目的とします。

## 2. 補助対象

### (1) 対象事業

現在、日韓・日中間において下関港を利用せず輸出入を行っている事業で、今後、下関港を利用した輸送への転換の可能性が考えられる国際輸送事業とします。

このとき、韓国・中国国内での陸上輸送、日本国内での陸上輸送についても対象事業に含むこととします。また、平成 20 年 9 月 30 日（火）までに実施可能な事業、同期日までに実施済みの事業を対象とします。

### (2) 対象事業者

上記の対象事業を実施する、荷主あるいは輸送事業者（荷主と共同申請）を対象とします。

## 3. 補助金

貨物の仕出地から仕向地までの輸送運賃として一律 50,000 円を補助します。  
共同申請の場合は各 25,000 円を補助します。

## 4. 申請方法

### (1) 提出書類

事業計画申請書 兼 補助金交付申請書（別紙様式-1）

### (2) 提出部数

正 1 部、写し 2 部

### (3) 申請書類の交付

送付もしくは直接お渡し致します。

### (4) 申請書類の提出方法

下記の提出先へ郵送して下さるか、もしくは関係者が直接取りに伺います。

〒750-8521 山口県下関市南部町 1 番 1 号 下関市港湾局 振興課  
電話 083-231-1967 担当 上野・空田

## 5. 事業認定及び補助金の交付

### (1) 事業認定

申請された事業計画は、下関市港湾局企画振興課において審議の上、本市が認定します。  
予算の範囲内で実証実験を行うため、事業認定されない場合もあります。

### (2) 補助金の交付申請及び認定

提出された事業計画申請書兼補助金交付申請書をもとに、本市が補助金の交付認定を行います。

### (3) 事業認定及び補助金交付決定の通知

事業認定及び補助金決定は書面で通知します。

### (4) 補助金交付の時期

補助金は、事業実施報告書の提出後に銀行振り込みにより交付致します。

### (5) 事業認定及び補助金認定の取消

認定後に不正行為等が明らかになった場合は、認定を取り消します。また、事業計画を大きく変更する場合は、認定を取り消す場合があります。

## 6. 事業実施報告

### (1) 事業実施報告

事業認定及び補助金認定を受けた事業者は、事業の実施後、平成20年9月30日（火）までに事業実施報告書（別紙様式-2）を下関市港湾局振興課に提出して下さい。

### (2) 事業実施報告書の提出方法

下記の提出先へ郵送して下さるか、もしくは関係者が直接取りに伺います。

〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号 下関市港湾局 振興課

電話 083-231-1967 担当 上野・空田

### (3) 補助金の返還

事業実施報告が提出されなかった場合、また実証実験について不正行為等が明らかになった場合は、補助金の返還を求めます。

### (4) その他

認定事業の履行確認のため、書面（輸送契約にもとづく請求書など）による照合、本市による現地立会等を実施する場合があります。したがって、必要となる書面（輸送契約にもとづく請求書など）については、補助金公布後1年間保管しておいてください。

## 7. 手続きの概要

